別紙1

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
豊前市	合河地区 （轟、立　岩、夫婦木、松尾川内、大稗、下川底、天和・合原、四ツ口、中組、為　国、大　木）	2021年3月24日	2023年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	157.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	123.7ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	102.4ha
ⅰ　うち後継者がおらず5年後に耕作できなくなる農地面積の合計	7.4ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	69.4ha
（備考）	

2　対象地区の課題

・地区内の現状として、65歳以上の農業者の耕作面積は102.4haあり、うち後継者がいない耕作面積は7.4haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は69.4haとなっているため、規模拡大を検討する中心経営体及び後継者へ農地を確保し、集約していくことが課題である。

・認定農業者が少なく個人農家が多いため、高齢化が進み後継者も不足している。

・今後集落営農法人では、役員やオペレーターが不足してくる。

・畦畔管理などに手間がかかるほか、鳥獣被害も発生しており、営農する上での労力が大きく、規模拡大に限界がある。

・多くの面積を担っている集落営農法人の構成員も含め、全体的に農業者が高齢化しており、就農者も少なく後継者もいない。特に米麦は集落営農法人以外に栽培している人が少なく水田を管理する人がいない。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農法人や認定農業者を中心に農地を集積するとともに、新たな作業従事者や後継者の確保及び育成を促進する。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		大豆・麦、大豆	9.6 ha	大豆・麦、大豆	11.5 ha	大稗
到達		水稲、野菜	10.0 ha	水稲、野菜	12.0 ha	合原
集		水稲・麦、大豆	8.5 ha	水稲・麦、大豆	10.2 ha	合原
認農法		大豆、麦	8.7 ha	大豆、麦	10.4 ha	夫婦木
到達		水稲	4.5 ha	水稲	5.4 ha	四つ口
到達		水稲	3.9 ha	水稲	4.7 ha	天和
到達		水稲、野菜	3.9 ha	水稲、野菜	4.7 ha	合原
認農法		水稲、大豆、野菜	1.0 ha	水稲、大豆、野菜	1.2 ha	天和
認就		野菜	0.4 ha	野菜	0.5 ha	轟
認農法		水稲、麦	5.6 ha	水稲、麦	6.7 ha	天和
認就		野菜、果樹	0.7 ha	野菜、果樹	0.8 ha	夫婦木
認農		水稲、麦、大豆、野菜	0.9 ha	水稲、麦、大豆、野菜	1.0 ha	夫婦木
認農		水稲・麦、野菜	0.2 ha	水稲・麦、野菜	0.3 ha	下川底
計	13人		57.9 ha		69.4 ha	

「属性」: 個人の認定農業者「認農」、法人の認定農業者「認農法」、認定新規就農者「認就」、集落営農は「集」、基本構想水準到達者 「到達」

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の借り手である中心経営体の営農継続や雇用創出（若者・女性など）を実現できるように、耕作者に対し人的・技術的支援を行える人材を育成し、派遣する。
収入アップ及び魅力度アップを図るため、農産物のブランド化について検討する。
農地中間管理機構の活用を推進し、中心経営体等へ農地を集積・集約する。
人・農地プラン地区座談会や遊休農地対策検討会等を定期的に開催し、地区の話し合いを行い情報共有を図る。